

質疑応答概要

質問

ゲノム編集技術応用食品の表示について教えて欲しい。

回答

ゲノム編集技術応用食品は、ゲノム編集でDNAに起こる変化が自然界の突然変異や品種改良でも起こりうる変化であれば、安全性に関しては遺伝子組換え食品のような安全性審査を経ずに、届出を行うこととされています。また、ゲノム編集技術によって外来遺伝子が導入される場合は、遺伝子組換え食品と同様、厚生労働省による安全性審査が必要です。

届出事項など一定の情報が厚生労働省のホームページで公表されており、令和4年9月5日現在、ゲノム編集技術応用食品は、GABA含有量を高めたトマト、可食部増量マダイ、高成長トラフグが届出されています。

ゲノム編集技術応用食品であることについて、厚労省が届出ということもあり、食品表示法で表示義務はありませんが消費者庁は消費者の自主的かつ合理的な選択の観点からは情報提供を求めており、事業者が積極的に情報提供をおこなっています。

質問

シニア層が増えていくなかで、義務表示事項以外で事業者が工夫をしている例があれば教えて欲しい。

回答

シニア層には表示の文字を大きくするのが効果的と考えられますが、一括表示で文字を大きくするといった取組は知りません。

一方、表示を読みやすくするために、文字のフォントをわかりやすくする、見えづらい対照色を使用しない、アレルギー表示だけ目立つ色にする等の取組みはされています。現在、消費者庁の調査事業で、スマホのアプリでバーコードを読み取り大きく表記させるような方法も試されています。

また、フロントパッケージといった、関心の高いカロリーやアレルギー表示を表面に大きく表示している商品もあります。